

このニュースを地域民報への転載や各支部への配布など、積極的に活用してください。

さっぽろ 市議団ニュース

<第3回定例会>

2019年10月28日

No. 213

日本共産党札幌市議団 事務局

tel 211-3221 / fax 218-5124

会計年度任用職員制度—1年で雇止めを可能に、雇用安定の流れにも逆行

池田ゆみ議員が質問

日本共産党の池田ゆみ議員は16日、決算特別委員会で会計年度任用職員制度について質問しました。国の法改正により、地方自治体で働く臨時・非常勤職員が来年4月から会計年度任用職員に移行することになります。

池田議員は、本市の説明によると「任用期間は一会計年度、つまり1年間で、再任用も可能とされ正規職員と同じ勤務時間のフルタイムと週30時間のパートタイムに分けられ、本市の約3800人の臨時・非常勤職員のうち約3500人をパートタイムにし、フルタイムは70人、医師や弁護士など調査・助言などを行う特別職非常勤職員は200人にするもの」とのべ、そのうえで、「先日の総務委員会では、3年の任用更新が可能と説明していたが、更新されないこともあるのではないかと質問。山本職員部長は、「任期は一会計年度内と規定されており、再度の任用は約束されているものではない」「その職が引き続き必要となった場合に、客観的な能力実証を経て再度任用されることはあり得る」とのべました。

任用期間は1年、自治体の判断で雇止めが可能

池田議員は、結局「最長1年で、自治体の判断によって雇止めを可能にするものだ」と指摘し、現行の任用期間は、図書情報専門員や児童相談所の児童心理司、保健師、看護師など第2種非常勤（採用困難職）の任用限度は65歳で、それ以外の第2種非常勤（採用容易職）の任用限度は3年又は60歳、一般職の臨時的任用の任用限度は6カ月で更新1回になっているとして、「今回の会計年度任用制度では、任用の更新期間は自治体の判断とされているが、本市の場合、同じ部署での任用更新は3年までとしているのはなぜか」とたずねました。

山本部長は、「国の非常勤職員も3年が任用限度とされて、札幌市の現在の非常勤職員の任用限度も3年とする原則で運用されており、3年が適当と判断した」とのべました。

フルタイムの臨時職員1000人のうち930人がパートに

池田議員は、「任用期間は自治体の判断で決めることができる。安定雇用をすすめていくことが必要」と強調。「今回、フルタイムで働いている臨時職員1000人のうち、930人を退職手当の対象にならないパートタイムにする」と指摘。「フルタイムで働きたいと希望した場合、どうなるのか」とたずねると、山本部長は、「フルタイムに変更することはできない」が、「それぞれの職に必要な勤務時間については検討していきたい」と答弁。池田議員が「勤務時間の検討とはどのような中身か」と聞くと、山本部長は、「職に必要な時間がどれくらいか、業務量に応じてフルタイムが必要な職と判断した場合はフルタイムを当てはめ、それ以外については週30時間で勤務できる業務量と判断した。今後も業務量を随時適切に見直しながら必要な勤務時間がどうあるべきか判断していきたい」とのべました。

4年以上更新されても給料は3号俸で頭打ち

池田議員は、臨時職員から会計年度任用職員へ移行するなかで「一番多い一般事務656人すべてがフルタイムからパートタイムに移行するが、給料表を見ると3号俸（勤続3年）までしかない」とのべ、仮に「4年目に違う部署で任用されることになった場合、給料は何号俸になるのか」とたずねると、山本部長は、「3号俸が上限となっており、（4年目に）違う部署で採用されても3号俸」とのべました。

池田議員は、「国は、有期雇用契約の反復更新による雇い止めへの不安を解消し、安心して働けることができるよう労働契約法を改正し、いわゆる『無期転換ルール』を作った」とのべ、「会計年度職員任用制度は、これに逆行するものだ」と批判しました。